

遺伝子組換え生物等の適正使用等に関する庁内連絡会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、川崎市バイオテクノロジーの適正な利用に関する指針に基づく川崎市内の事業所における遺伝子組換え技術に関する情報について、関係部局で共有するとともに、良好な環境の保全等に寄与することを目指し、遺伝子組換え生物等の適正使用等に関する庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 遺伝子組換え生物等の適正使用等に係る情報の共有
- (2) 遺伝子組換え技術に係る情報の交換
- (3) その他目的達成のために必要な事項

(構成員)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職員をもって構成する。

(座長及び副座長)

第4条 連絡会議に座長を置く。

- 2 座長は、環境局環境対策部長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副座長は、環境局環境対策部地域環境共創課担当課長をもって充てる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、座長が必要に応じて召集する。

- 2 座長は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 連絡会議の事務局を環境局環境対策部地域環境共創課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、座長が連絡会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月16日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

座長	環境局環境対策部長
	環境局環境対策部地域環境共創課担当課長（副座長） 経済労働局イノベーション推進部担当課長 臨海部国際戦略本部成長戦略推進部担当課長 消防局警防部警防課長
事務局	環境局環境対策部地域環境共創課